

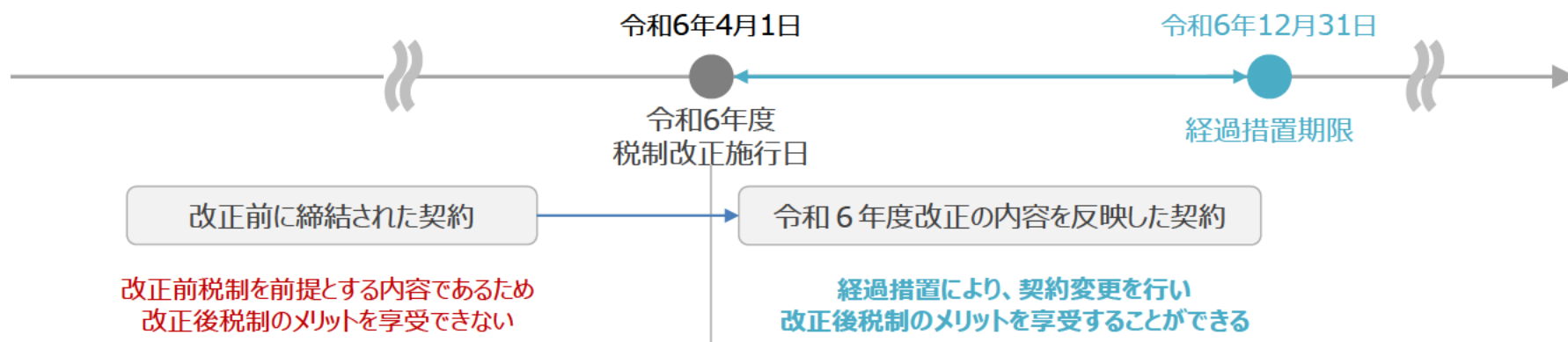
▼
2024年3月31日以前に契約締結した
税制適格ストックオプションについて

令和6年度改正ストックオプション税制
のメリットを受けするためには

2024年12月31日までに
契約変更が必要です

ストックオプション税制改正の経過措置

- **令和6年3月31日以前に契約締結したストックオプション**について、令和6年度税制改正のメリットを享受するには、**令和6年4月1日から同年12月31日までの間に、税制改正を反映した契約内容に変更する必要があります。**（※）上記期間の後には、年間の権利行使価額の限度額の引上げなど、税制適格要件について当初契約の範囲を超える契約変更はできません。
 - 改正内容①：ストックオプションを行使し取得した株式を発行会社自身にて管理する（発行会社自身による株式管理スキーム）
 - 改正内容②：年間の権利行使価額の限度額の引上げ（1,200万円/年→2,400万円/年 or 3,600万円/年）



メリット

① 発行会社自身による株式管理スキーム

発行会社自身で株式を管理することで、金銭コスト・時間・手続負担を軽減でき、**特にM&Aが発生して短期間での権利行使が必要となる場合など、未上場時の行使手続が円滑になる**
※上場行使条件が定められている場合には、併せて当該条件を変更することも検討が必要

② 年間の権利行使価額の限度額の引上げ

行使価額の限度額引き上げにより、**企業価値が上がったレイト期**などにおいても従前より活用しやすく、**当該ステージにおいても人材確保・リテンションがしやすくなる**

契約変更にかかる留意事項 | 契約変更と税制適格要件

- 契約変更に際して、「税制適格要件とは関係のない契約事項の変更」または「税制適格要件を満たす範囲内での変更」で、変更後の権利行使についても当初の契約に従って行われるものと同様と認められるものについては、原則として、税制適格性は失われません。
- なお、「税制適格要件を満たす範囲内での変更」だとしても、経過措置に即した変更を除き、例えば当初契約の行使期間を〈3～8年〉→〈2～10年〉に変更する場合など、当初契約の範囲を超える場合には、当初の契約に従った権利行使とは認められないため、税制適格ストックオプションとして取り扱うことができない点ご注意ください。

質問	回答
<p>【契約変更と税制適格要件について】</p> <p>税制適格ストックオプションに係る契約について、税制適格要件とは関係のない契約事項の変更をする場合に、税制適格性を失うことになるか。</p> <p>例) 上場前行使の禁止→上場前行使可 と変更する場合</p>	<p>左記例のように、上場前行使の禁止→上場前行使可と変更する場合、税制適格ストックオプションとしての要件に何ら関係のない契約事項の変更であることから、契約変更後も、税制適格ストックオプションと取り扱って差し支えありません。</p>

(参考) 租税特別措置法 附則

(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置)

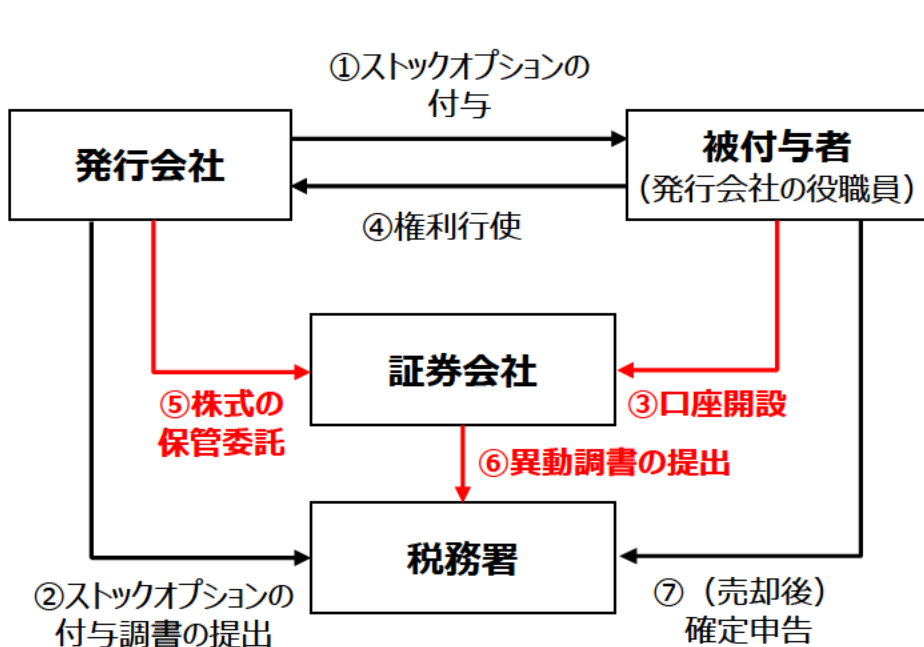
第三十一条 新租税特別措置法第二十九条の二第一項の規定は、令和六年分以後の所得税について適用し、令和五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

- 2 施行日前に締結された旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する契約（以下この項において「旧契約」という。）で同条第一項各号に掲げる要件が定められているもの（施行日から令和六年十二月三十一日までの間に行われた当該旧契約の変更により、次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める旧契約を含む。）は、新租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件が定められている同項の契約とみなして、同条の規定を適用する。
 - 一 旧契約に定められていた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号に掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号に掲げる要件が定められた場合（第三号に掲げる場合を除く。）当該要件及び旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件（同項第二号に掲げるものを除く。）が定められている当該旧契約
 - 二 旧契約に定められていた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項第六号に掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第六号（口に係る部分に限る。）に掲げる要件が定められた場合（次号に掲げる場合を除く。）当該要件及び旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件（同項第六号に掲げるものを除く。）が定められている当該旧契約
 - 三 旧契約に定められていた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号及び第六号に掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号及び第六号（口に係る部分に限る。）に掲げる要件が定められた場合 当該要件及び旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件（同項第二号及び第六号に掲げるものを除く。）が定められている当該旧契約
- 3 新租税特別措置法第二十九条の二第二項及び第三項の規定は、施行日以後に同条第二項第一号から第三号までの株式会社に対して行う同項第一号から第三号までに規定する電磁的方法による同項第一号から第三号までの書面に記載すべき事項の提供について適用する。
- 4 新租税特別措置法第二十九条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する解約又は終了により同項に規定する特例適用者又は承継特例適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特定株式の全部又は一部の返還がある場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第二十九条の二第四項第一号に規定する解約又は終了により同項に規定する特例適用者又は承継特例適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特定株式の全部又は一部の返還があった場合については、なお従前の例による。
- 5 新租税特別措置法第二十九条の二第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する譲渡により同項に規定する特例適用者又は承継特例適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特定株式の全部又は一部の移転がある場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第二十九条の二第四項第三号に規定する譲渡により同項に規定する特例適用者又は承継特例適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特定株式の全部又は一部の移転があった場合については、なお従前の例による。
- 6 新租税特別措置法第二十九条の二第七項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第二十九条の二第七項に規定する特定株式等の異動状況に関する調書については、なお従前の例による。

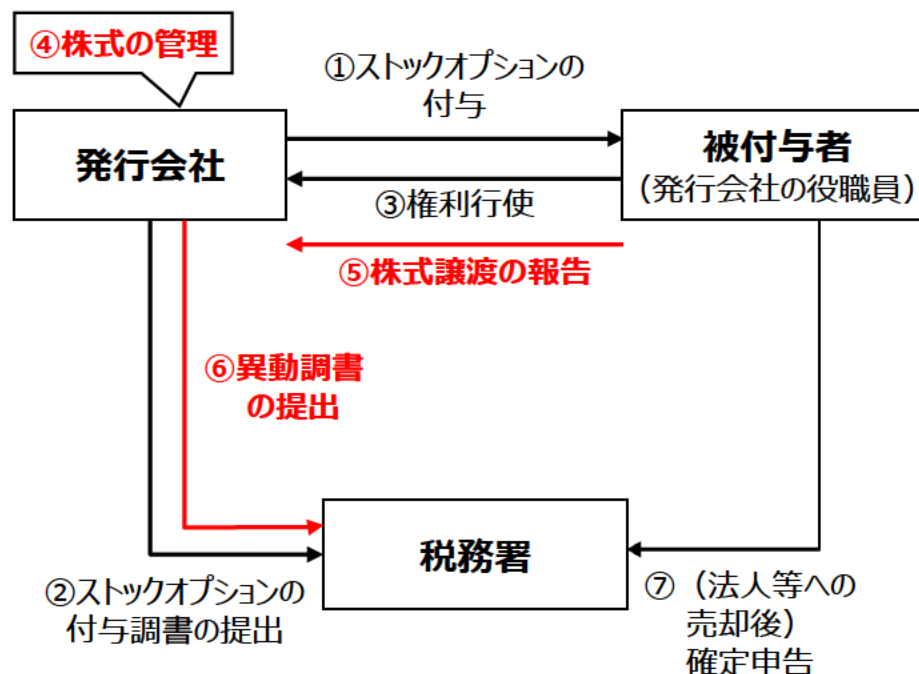
(参考) ① 発行会社自身による株式管理スキームの創設

- 非上場の段階で税制適格ストックオプションを行使し、株式に転換した場合、税制の対象となるには、証券会社等と契約し、専用の口座を従業員ごとに開設した上で当該株式を保管委託する必要がある。
- こうした対応には、金銭コスト・時間・手続負担がかかるとの声がある。特にM&Aについては短期間での権利行使が必要となる場合もあり、スタートアップの円滑なM&AによるEXITを阻害するとの声もある。
- このような状況を踏まえ、譲渡制限株式について、発行会社による株式の管理等がされる場合には、証券会社等による株式の保管委託に代えて発行会社による株式の管理も可能とする。

証券会社等への株式保管委託（現行）



発行会社による株式の管理（改正後新設）



(参考) ② 年間の権利行使価額の限度額の引上げ

- ユニコーン企業を目指してスタートアップが大きく成長するためには、レイト期から上場前後の企業価値が高くなった時期に更なる成長に必要な優秀な人材を採用する必要がある。
- スタートアップの人材獲得力向上のため、一定の株式会社が付与するストックオプションについて年間の権利行使価額の限度額を引き上げる。
 - 上限2,400万円/年への引上げ：設立5年未満の株式会社が付与するストックオプション
 - 上限3,600万円/年への引上げ：設立5年以上20年未満の株式会社のうち、非上場又は上場後5年未満の上場企業が付与するストックオプション

